



# 太田市国民保護計画

## 資料編

令和6年2月

太 田 市

---

## 目次

---

1	組織関係.....	1
1-1	太田市国民保護協議会条例.....	1
1-2	太田市国民保護対策本部及び太田市緊急対処事態対策本部条例.....	2
1-3	太田市国民保護協議会委員.....	4
2	消防関係.....	5
2-1	防災関係機関一覧表.....	5
3	国民保護法に係る様式等.....	7
3-1	様式等.....	7
3-2	公用令書様式（別記様式1～4）.....	12

# 1 組織関係

## 1-1 太田市国民保護協議会条例

(平成 18 年 3 月 23 日条例第 16 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、太田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、45 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 1-2 太田市国民保護対策本部及び太田市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月23日 条例第17号)

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、太田市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び太田市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

### (準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、太田市緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### 1-3 太田市国民保護協議会委員

会長	太田市長 清水 聖義
----	------------

NO	区分	委員の職名	連絡先	所在地
1	第1号委員 (指定地方行政機関) 2人	関東地方整備局 利根川上流河川事務所長	0480-52-3952	埼玉県久喜市 栗橋北 2-19-1
2		関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長	0284-73-5551	足利市 田中町 661-3
3	第2号委員 (自衛隊) 1人	陸上自衛隊 第12 後方支援隊補給中隊長	0274-42-1121	高崎市新町 1080
4	第3号委員 (県の職員) 6人	太田行政県税事務所長	32-2215	西本町 60-27
5		太田保健福祉事務所長	31-8241	西本町 41-34
6		東部農業事務所長	31-3824	西本町 60-27
7		太田土木事務所長	32-2345	西本町 60-27
8		東部教育事務所長	31-7151	西本町 60-27
9		群馬県警太田警察署長	33-0110	鳥山下町 400-5
10	第4号委員 (副市長) 1人	太田市副市長	47-1111	浜町 2-35
11	第5号委員 (教育長、消防長) 2人	太田市教育委員会 教育長	20-7080	粕川町 520
12		太田市消防本部 消防長	33-0119	鳥山下町 409-1
13	第6号委員 (市の職員) 15人	太田市企画部長	47-1111	浜町 2-35
14		太田市総務部長	47-1111	浜町 2-35
15		太田市市民生活部長	47-1111	浜町 2-35
16		太田市文化スポーツ部長	47-1111	浜町 2-35
17		太田市福祉子ども部長	47-1111	浜町 2-35
18		太田市健康医療部長	47-1111	浜町 2-35
19		太田市産業環境部長	47-1111	浜町 2-35
20		太田市農政部長	20-9714	新田金井町 29
21		太田市都市政策部長	47-1111	浜町 2-35
22		太田市行政事業部長	0277-78-2114	大原町 459-1
23		太田市教育部長	20-7073	粕川町 520
24		太田市会計管理者	47-1111	浜町 2-35
25		太田市議会事務局長	47-1111	浜町 2-35
26		太田市外三町広域清掃組合局長	33-7980	細谷町 604-1
27		群馬東部水道企業団局長	45-2734	浜町 11-28
28	第7号委員 (指定公共機関 指定地方公共機関) 9人	東日本電信電話(株)群馬支店長	027-321-5660	高崎市高松町 3
29		東京電力パワーグリッド(株)太田支社長	51-2210	東本町 56-39
30		日本郵便(株)太田郵便局長	47-0373	飯田町 948
31		東武鉄道(株)太田駅長	22-3205	東本町 16-1
32		太田市医師会長	48-9291	飯塚町 1549-1
33		太田都市ガス(株)代表取締役	45-4161	浜町 17-4
34		群馬県エルピーガス協会太田支部長	46-5985	飯塚町 1321
35		群馬県トラック協会太田支部長	48-1720	八重笠町 330
36		待矢場両堰土地改良区理事長	33-7181	鳥山下町 402-1
37	第8号委員 (有識者等) 1人	太田市消防団長	33-0201	鳥山下町 409-1

## 2 消防関係

### 2-1 防災関係機関一覧表

#### (1) 消防団の組織状況

(令和5年12月31日現在)

	分団数	団員数(人)
太田市	16	546

#### (2) 消防ポンプ自動車等の保有状況

	普通消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	広報車
太田市	42	10	11

#### (3) 救助救護用資機材(太田市消防本部)

資機材名	保有数量	資機材名	保有数量
かぎ付はしご	21	空気呼吸器	106
三連はしご	20	空気補充用ボンベ	10
ワイヤはしご	2	酸素呼吸器	9
救助マット	0	防塵マスク	106
救命索発射銃(装置)	2	送排風機	9
救助用縛帯	35	耐電手袋	57
平担架	1	耐電衣	11
油圧ジャッキ	2	耐電ズボン	11
油圧スプレッダー	7	耐電長靴	14
可搬ウインチ	9	防塵メガネ	47
マンホール救助器具	2	携帯警報機	62
空気ジャッキ	14	防毒マスク	10
大型油圧スプレッダー	2	化学防護服	22
油圧切断機	10	化学防護服(陽圧式)	8
エンジンカッター	13	耐熱服	15
ガス溶断器	2	放射線防護服	4
チェーンソー	15	除染シャワー	3
鉄線カッター	38	除洗剤散布器	5
空気鋸	5	潜水器具	10
大型油圧切断機	3	救命胴衣	251
空気切断機	2	水中投光器	11
コンクリート鉄筋切断用チェーンソー	2	救命浮環	25
万能斧	53	救命ボート	7
ハンマー	21	船外機	7
携帯用コンクリート破壊具	2	バスケット担架	15
削岩機	3	簡易画像探索機	3
ハンマドリル	2	画像探索機	2
可燃性ガス測定器	17	地中音響探知機	2
有毒ガス測定器	18	熱画像直視装置	10
酸素濃度測定器	17	夜間用暗視装置	1
放射線測定器	16	投光器	21

資機材名	保有数量	資機材名	保有数量
携帯投光器	79	緩降機	4
携帯拡声器	37	ロープ登降機	2
携帯無線機	157	発電機	26
応急処置用セット	14		

(4) 化学消火薬剤の備蓄

品名		備蓄量
合成界面活性剤		2.34k1
薬剤種別 化学消火	第一種	-
	第二種	-
	第三種	-
	第四種	-

(5) 消防機関保有のNBC資機材

	放射線防護服	陽圧式化学防護服	化学防護服	酸素呼吸器	空気呼吸器	防塵マスク・メガネ	携帯警報機	防毒マスク	除染剤散布器	除染シャワー一式	備考
太田市消防本部	4	8	22	9	106	153	62	10	5	3	

### 3 国民保護法に係る様式等

#### 3-1 様式等

##### 1) 安否情報

様式第1号（第1条関係）

#### 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



安否情報照会書

総務大臣 群馬県知事 殿 太田市長	年 月 日	
申請者 住所（居所） _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ _____ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本                      その他（ _____ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿	年 月 日  総務大臣 群馬県知事 太田市長	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本          その他 (          )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

### 3-2 公用令書様式（別記様式1～4）

（別記様式1）  
収用第 号

## 公 用 令 書

氏名  
住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
第81条第2項  
第81条第4項  
第183条において準用する  
第183条において準用する

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

第81条第2項  
第81条第4項

（理由）

年 月 日

処分権者太田市長

印

収用すべき物 質の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(別記様式2)  
保管第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
第81条第3項  
第81条第4項  
第183条において準用する  
第183条において準用する

の規定に基づき、次のとおり物資を保管を命ずる。

第81条第3項  
第81条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者太田市長

印

収用すべき物質の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(別記様式3)  
使用第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第183条において準用する

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

第82条

(理由)

年 月 日

処分権者太田市長

印

名 称	数 量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(別記様式4)  
取消第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第81条第2項  
第81条第3項  
第81条第4項  
第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第183条において準用する  
第183条において準用する  
第183条において準用する  
第183条において準用する

第81条第2項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消  
第81条第3項  
第81条第4項  
第82条

したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第16条  
第52条にお  
の規定により、これを交付する。  
いて準用する第16条

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者太田市長 印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。